

会員 相談室

Vol.21

相談事例紹介



今回は

法律



相談委員

田中 学 (弁護士)

税理士顧問契約の解約と損害賠償

質問

A社と期間を定めない税理士顧問契約を結んで長期間税務処理をしてきたが、このたびA社代表者が代り、顧問契約の税務処理について今まで何の問題もなかったし、顧問料についても増額・減額の話もなかったにもかかわらず、解消したいとの申入れを受けた。急に新代表者の知り合いの税理士が介入してきたようだ。どう対処すべきか。

回答

解約に関する合意があればそれに従って処理する。

解約に関する合意がされていないときは解約そのものを争うことができない。A社及び介入税理士に対して解約による損害賠償の請求ができるか否かは事情による。

検討

1. 税理士顧問契約は弁護士と同様民法上の委任契約に該当する。

税理士の税務処理の内容は、法律行為だけでなく事実行為も含まれるので準委任契約と呼ばれる。

委任も準委任も法律上は全く同様に取り扱われる(民法656条)。委任契約は代理権、代行権を伴うこともあるため、当事者間の信頼関係が特に重視され、契約存続の要件とされている。従って当事者はいつでも契約を解除できる(民法651条)。解約について正当な事由があることは原則として必要ではない。

2. しかし、長期間に亘って相互の信頼関係の下で税務処理をしてきたにも拘らず、民法の条文上何ら理由を要しないとされているからといって相手方側の一方的な事情による解約は納得できるものではない。

民法は、解約は自由だが不当に相手方に損害を与えた場合には解約した者に損害賠償の責任を負わせるという方法によってこの間の調整をはかった。損害賠償を認めうるか否かの基準としては抽象的で曖昧であるが、信義誠実の原則が適用されることになる。信義誠実の原則も抽象的であるが、当事者双方の立場、具体的事情を比較衡量して公正に判断することになる。解約が信義誠実の原則に反すれば損害賠償の責任を生じる。

3. 介入してきた税理士に対して、権利を侵害したとして損害賠償の請求をすることができる。これは債権侵害と不法行為という問題で一般に論じられるところである。

介入してきた税理士は契約の自由の原則があるので、A社と顧問契約を締結したことは不法行為にはならないと主張する。契約自由の原則は、所有権の絶対、過失責任とともに私法の三大原則とされている。介入した税理士に不法行為が成立するとすれば、その税理士の契約締結の自由を制限することになる。損害賠償を覚悟の上で税理士顧問契約を締結しなければならないからである。

債権は債務者に対して一定の行為を請求できる権利があり、その目的は債務者という人間の行為であり、物ではない。A社が他の税理士に依頼したいと考えているのに、それが不法行為となるため中止したということになれば、債務者A社の行為を拘束することになる。

そこで一般論とすれば、債権侵害があったとしてもA社にも介入してきた税理士にも不法行為責任は生じないとされている。自己を過大に

宣伝して取り入れた程度の場合には責任は発生しない。

しかし、現代社会で企業間の競争が激しくなり、他社の優秀な社員を引き抜いて採用するというケースも多く、信義誠実の原則を適用して、故意的、かつ商取引倫理に反するとみられる悪質な場合には不法行為責任を認めてもしかるべきである。

東京地裁平3.2.25(判例時報1399号69頁)の事案は、A社の取締役を会社への不満から辞任した後、B社と接触し、内容にA社社員を大量に引き抜くことを計画し、A社社員を温泉ホテルに連れ出しB社への移籍を説得。営業所を確保し、不意打ちに多数の社員を引き抜いたというもので、B社とともに責任が認められ、A社に対する損害賠償として、金870万円の支払を命じたものである。A社の損害賠償金870万円は1ヶ月分の売上減に相当する。

しかし委任契約の場合にはその解約が自由に認められることから、著しい信義誠実違反がなければ、不法行為責任は発生しないというべきである。ただ、顧問契約の中で、例えば6ヶ月の予告期間をおいて解約できるとか、6ヶ月分の顧問料を支払えば即解約できることが定められていれば、その約定は有効であり、不法行為による損害賠償の問題は生じない。

借地権の存否について

質問

遺産分割協議書に建物はAB各2分の1の共有、敷地はAが相続し、AはBに対して借地権を設定するとの文言が記載されており、相続税申請もその通りなされていた。このたびBが死亡し、Cが相続した。建物はAが居住している。Cは借地権を有しているとAに主張できるか。なお賃料は支払われていない。

回答

Cの借地権は存在しない。
Cは建物持分について土地の使用貸借権を有している。

検討

1. 借地権は建物所有を目的とする土地の賃貸借契約によって発生するが、分割協議書で定めることもできる。賃貸借契約は諾成契約で契約書等の書面がなくても成立する。借地権を設定する旨の明示の意思があるので、契約は成立するのではないかと考えられるが賃貸借契約は他人の物を使用収益し、その対価(賃料)を支払うという契約(双務・有償)であるが遺産分割協議書にはこの賃料が定められていない。契約成立の重要な要素である賃料の定めを欠いている。

分割協議書に記載されていなくても賃料の定めを分割協議書作成後に行うことも有効であるが、賃料についての約束、話し合いもなされた形跡がないので、賃料の合意がないことになり賃貸借契約は成立しなかったという外はない。

「借地権を設定する」という文言が存在するのでその文言を尊重しなければならないが、その文言があれば借地権は設定されたと解釈することはできない。借地権は建物所有を目的とする地上権及び賃借権である(借地借家法2条1項)から対価である賃料の定めがなければ、契約成立のもう一つの要件を欠くことになるからである。

賃料についてその基準一例えば近隣を参考にして相場による一すら定められていないので賃

料を確定できず、また賃料を支払っていた実績も認められないところから本件では借地権の存在を認定することはできない。

2. かりに賃料の約定があり、賃貸借契約は成立したとしても、Cが借地権の存在を主張するためには賃料の支払いがなされていた実績が必要である。本件では約束があっても賃料に相当するものが全く支払われておらず、土地の固定資産税の負担もされていないので、借地権が現在存在していると認めることはできない。

では、借地権といえるための賃料(地代)の額はどれ位なのかという問題が生じる。これは相続税法上でも問題になるところである。

民法上使用収益の対価としての賃料か否かによって、借地権か否かが決まる。借地権だとすれば借地借家法という特別法により保護されることになる。

この点については判例上でも問題になっているが、不動産を使用・収益させる正当な対価といえることができるかどうかであるが、賃貸人と賃借人の特別な関係(親子、親族、親しい友人、親子会社)から賃料を安くするというケースもありその判定は必ずしも容易ではない。

賃料を定めるうえで前提となるのは固定資産税等の公租公課である。賃料は対価であるので、固定資産税に利益を上積せするというのが通常考えられるところである。

3. では建物をABが共有し、土地はAが単独で所有している状態は法律的にどのようなことになるのか。

これは変則的な状態ではあるが親族間ではよく見かける状態である。遺産争いの場ときどき登場するケースである。

共有物の使用について民法は各共有者はその持分に応じて使用することができる(民法249条)。AB協議の結果Aが使用することになったとしてもAはBの建物持分の部分(他人の物)を使用することになる。AからBへの金銭の支払いがなければ使用貸借契約があったとされる。BもAの土地上の建物について所有持分を有しているのも使用貸借契約があったとされよう。ただ、建物の賃料と土地の地代とが相殺されているだけであって、無償ではなく賃貸借契約があったという法的な主張も全く根拠がないとはいえない。

4. 法律関係はできるだけ簡潔明確にしておくことが後々の紛争を予防することになる。

不動産の共有は所有権が制限し合っている関係であるところから、その間の調整が必要となり紛争の種になることがある。

共有者間の利益の調整をはかることがむずかしい。共有者間の信頼関係が形成されていれば紛争を生じることはないが、相続等で他人が介入してきた場合は問題が起きやすいので注意しておく必要がある。

注)内容は、平成22年4月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。